

児童扶養手当制度に該当していませんか

・児童扶養手当制度とは…

ひとり親家庭等の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図るための制度です。

・受給者資格

手当を受けることができる人は、次の条件に当てはまる児童（18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者）を監護している父または母や、父母にかわってその児童を養育している人に支給されます。

なお、児童が心身に中程度以上の障がいがある場合は、20歳未満まで手当が受けられます。

- ①父母が離婚した後、父または母と生計を同じくしていない児童
- ②父または母が死亡した児童
- ③父または母が重度の障がい(国民年金の障がい等級1級相当)にある児童
- ④父または母の生死が明らかでない児童
- ⑤父または母から引き続き1年以上遺棄されている児童
- ⑥父または母が引き続き1年以上拘禁されている児童
- ⑦母が婚姻によらないで懐胎した児童
- ⑧父母とも不明である児童

・次のような場合は、手当を受けることができません 児童が

- ①日本国内に住所がないとき
- ②父または母の死亡について支給される公的年金を受けられることができるとき
- ③父または母に支給される公的年金の加算対象になっているとき
- ④労働基準法等の規定による遺族補償を受けられることができるとき
- ⑤児童福祉施設等または里親に委託されているとき
- ⑥父または母の配偶者(内縁関係を含む)に養育されているとき(父または母が重度の障がいにある場合を除く)

父母または養育者が

- ①日本国内に住所がないとき
- ②国民年金法による老齢福祉年金を除く公的年金を受けられることができるとき(※平成26年12月1日より制度が変わり年金受給額が児童扶養手当の額に満たない場合は差額が支給される場合があります。)
- ③平成15年4月1日の時点で、離婚等による支給事由が発生してから5年を経過しているとき

この制度に該当されると思われる方は、認定の請求を行ってください。

【お問い合わせ先】 町民課戸籍医療年金係 ☎2-2453

特別児童扶養手当制度に該当していませんか

・特別児童扶養手当制度とは…

身体や精神に障がいのある満20歳未満の児童について、児童の福祉増進を図るための制度です。

・受給資格者

手当を受けることができる人は、身体や精神に一定程度の障がいのある児童の父もしくは母、または父母にかわって児童を養育している人です。

・次のような場合は、手当を受けることができません 児童が

- ①日本国内に住所がないとき
- ②障がいを支給事由とする公的年金をうけることができるとき
- ③児童福祉施設等に入所しているとき

父、母または養育者が

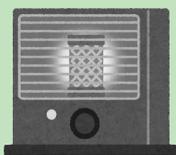
- ①日本国内に住所がないとき

【お問い合わせ先】 保健福祉課介護障がい者支援係 ☎2-2454

給湯機器・給排水工事・ユニットバス・キッチン
水洗トイレ・冷暖房・空調換気・各設備、設計施工

(有料広告)

毎日の生活をより快適に!



(株)光設備サービス

代表取締役 佐々木 秀 光

長万部町高砂町411-345 TEL (2) 3937 FAX (6) 9009



Go!